

口座開設および お取引にかかる 重要事項

契約締結前交付書面

総合取引契約に関するご説明	4
投資信託受益権の振替決済口座契約に関するご説明	6
定期定額購入サービス利用契約に関するご説明	8

当社方針等

勧誘方針	12
プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）	13
お客さまの個人情報等の取扱い	15
保有個人データの開示等のご請求手続き	19
各種相談窓口	20

約款・規程集

総合取引約款	24
投資信託受益権振替決済口座管理約款	31
特定口座約款	37
非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税 累積投資に関する約款	43
『さわかみファンド』定期定額購入サービス取扱規程	55
『さわかみファンド』定期引出サービス取扱規程	59
＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞取扱規程	62
電子交付サービス取扱規程	67



本冊子は、さわかみ投信株式会社で『さわかみファンド』のお取引を行っていただく上での重要事項が記載されており、金融商品取引法第37条の3で規定されている「契約締結前交付書面」を兼ねております。

お申込みをご検討されている投資家の皆様におかれましては、本冊子および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただき、十分にご理解、ご納得のうえお申込みください。

契約締結前交付書面

総合取引契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に準じて作成する書面です。)

この書面をよくお読みください。

この書面には、総合取引契約を行っていただく上での重要事項が記載されています。

【手数料など諸費用について】

総合取引契約に基づく総合取引口座の開設および当該口座の維持管理について、料金はいただいております。

【書面による契約の解除について】

総合取引契約について、金融商品取引法第 37 条の 6 に規定する「書面による解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。
※ただし、お取引残高や未約定のご注文がない場合、お客さまのご意向によりいつでも契約をご解約(総合取引口座のご利用を中止)いただけます。

総合取引契約の概要

当社において取扱うファンドをお取引されるにあたり、お客さまと当社の間で総合取引約款に基づく総合取引契約を締結いただきます。この契約により、当社にお客さまがお取引されるための口座(総合取引口座)が開設され、当該約款に基づくお取引などをご利用いただけます。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 4 項に定める投資運用業、および同条

第2項に定める第二種金融商品取引業であり、当社は委託会社としてファンドの設定、投資信託財産の運用指図、受益証券の募集および発行などを行うとともに、当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務を行います。

総合取引契約の終了事由

総合取引契約は、次の場合に解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくはその関係者、またはその他反社会的勢力であることが判明した場合
- お客さまの適性に照らし、当社が取引を継続することが望ましくないと判断した場合
- お客さまが総合取引約款に違反した場合
- お客さまの振替決済口座における投資信託受益権の残高が2年以上の間なく、当社が解約することが相当であると判断した場合
- お客さまが住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合
- お客さまが総合取引約款の変更に同意されない場合
- お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いについて、お客さまが該当および承諾し、並びに所定の手続きを行った場合は除く）
- 不適切もしくは非合理的取引または当社に過大な負担が生じる取引を繰り返す行為、威圧的な言動、またはその他迷惑行為など当社の業務遂行に支障をきたす等として、当社が解約を申し出た場合
- 信頼関係の毀損、取引継続の困難またはその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

当社の概要は、本冊子の9ページに記載

投資信託受益権の振替決済口座契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に準じて作成する書面です。)

この書面をよくお読みください。

当社では、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当社の財産と分別し、記録および振替を行います。

【手数料など諸費用について】

振替決済口座契約に基づく振替決済口座の開設および維持管理、ならびに投資信託受益権の記録および振替について、料金はいただいております。

【書面による契約の解除について】

振替決済口座契約について、金融商品取引法第 37 条の 6 に規定する「書面による解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

振替決済口座契約の概要

当社において取扱うファンドをお取引されるにあたり、お客さまと当社との間で投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づく振替決済口座契約を締結いただきます。この契約により、当社に振替決済口座が開設され、お客さまが当社で購入された投資信託受益権は、当社の財産と分別してこの口座において管理されます。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 4 項に定める投資運用業、および同条第 2 項に定める第二種金融商品取引業であり、当社は委託会社としてファンドの設定、投資信託財産の

運用指図、受益証券の募集および発行などを行うとともに、当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務を行います。

振替決済口座契約の終了事由

振替決済口座契約は、次の場合に解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理約款に違反した場合
- 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

当社の概要は、本冊子の 9 ページに記載

定期定額購入サービス利用契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に準じて作成する書面です。)

**この書面をよくお読みください。
この書面には、定期定額購入サービス
利用契約を行っていただく上での
重要事項が記載されています。**

【手数料など諸費用について】

定期定額購入サービス取扱規程に基づく定期定額購入サービス利用契約について、料金はいただいております。

【書面による契約の解除について】

定期定額購入サービス利用契約について、金融商品取引法第 37 条の 6 に規定する「書面による解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

契約の概要

定期定額購入サービス利用契約は、当ファンドの買付代金について、あらかじめ定められた時期にお客さまが指定された金額を、指定された金融機関の預金口座または振替口座からの振替または自動払込により、当社預金口座に入金し、当該ファンドの買付を行うものです。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 4 項に定める投資運用業、および同条第 2 項に定める第二種金融商品取引業であり、当社は委託会社としてファンドの設定、投資信託財産の運用指図、受益証券の募集および発行などを行うと

ともに、当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務を行います。

契約の終了事由

定期定額購入サービス利用契約は、次の場合に解約されます。

- お客さまから当社所定の手続きにより解約の申し出があった場合
- 3ヵ月以上連続で本サービスによる買付が行われず、当社が解約することが相当であると認めた場合
- お客さまがこの規程に違反した場合
- 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- お客さまが定期定額購入サービス取扱規程の変更に同意されない場合
- 当社が本サービスを行うことができなくなった場合
- 当社がお客さまに解約を申し出た場合

当社の概要

【商号】 さわかみ投信株式会社

【金融商品取引業者 登録番号】 関東財務局長（金商）第 328 号

【本店の所在の場所】

〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2

【設立年月日】 1996年7月4日

【資本金】 3億2000万円

【加入協会】

一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

【業務の内容】

ファンドの委託者としてファンドの設定、投資信託財産の運用指図、受益証券の募集および発行等。当該ファンドの自己募集および販売等に関する事務。投資助言並びに投資一任契約にかかわる業務。

【苦情処理措置および紛争解決措置の内容】

当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

当社方針等

勧誘方針

私たちさわかみ投信株式会社は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に定められている「勧誘方針の策定等」に基づき、以下の通り「さわかみ投信株式会社 勧誘方針」を定めます。

1. 各々のお客さまに適した商品をお勧めいたします。

私たちは、商品のお勧めあるいは投資顧問契約や投資一任契約の締結および履行に際し、お客さまの資金量・資産の状況・投資に関する知識・投資のご経験・投資目的等を確認し、適切な商品の勧誘および販売あるいは投資助言を行います。商品の内容や元本割れの恐れがあり、お客さまが損害を被る可能性があるリスク等の重要事項につきましては、書面の交付その他適切な方法により、十分に説明するよう努めます。お客さまご自身の判断と責任において取引が行なわれるよう適切な情報提供に努めます。

2. お客さまへの商品の分かりやすい情報提供に努め、また、お客さまには商品を直接販売させていただきます。

私たちは、インターネットのホームページ、各種ご案内資料、「ご縁の窓口」による説明（電話・Eメール）等により情報を分かりやすく提供するよう努めます。

3. お客さまの信頼確保を第一とし、信頼と評価の高まる運用会社を目指しております。

私たちは、商品や契約締結の勧誘、情報提供および契約の履行におきましては、常にお客さまの信頼の確保とその継続が何よりも優先されるものと位置づけ、法令諸規則を遵守し、お客さま本位のサービスの提供に徹します。また、そのための内部管理体制の強化に努めます。断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供、誤解を招く情報の提供はいたしません。

4. 役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。

私たちは、お客さまの信頼および期待に十分応えられるよう、役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。

5. 不適切な時間帯には、お客さまにご連絡はいたしません。

私たちは、私たちからの訪問および電話等による勧誘はいたしておりません。お問い合わせのあるお客さまに資料等を送付する受身の販売方法を採用しております。

6. お気づきの事柄については「ご縁の窓口」で承ります。

お気づきの点、苦情、ご要望等ありましたら、お電話でお問い合わせいただけます。

さわかみ投信株式会社

お問い合わせ先：ご縁の窓口 Tel:03-6706-4789

プライバシーポリシー(個人情報保護宣言)

お客さまとの信頼関係を大切にする私たちさわかみ投信株式会社は、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）を適正に取扱うことの重要性を深く認識し、役職員一同、その保護に努めてまいります。

つきましては、個人情報保護に関する私たちの取組方針をここに宣言いたします。

さわかみ投信株式会社

1. 基本方針

私たちは、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびに本ポリシーに定めた事項を遵守し、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用に努めます。また、当社における個人情報等保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

2. 利用目的

私たちは、お客さまの個人情報について利用目的を特定するとともに、法令等に定める場合を除き、その利用目的の範囲内においてのみ利用します。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。また、あらかじめご本人の同意を得ることなくお客さまの個人情報等を第三者に提供することは、法令等に定める場合を除き一切ありません。なお、当社における個人情報等の利用目的については、『お客さまの個人情報等の取扱い』に別記し、当社のホームページ（<https://www.sawakami.co.jp/>）に掲載します。

3. 適正な取得

私たちは、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段によりお客さまの個人情報等を取得します。

4. 開示、訂正および利用停止等

私たちは、お客さま本人から個人情報等について、利用目的の通知、開示(第三者への提供記録を含む)、内容の訂正等(訂正、追加または削除)、利用停止等(利用停止または消去)または第三者への提供の停止を求められたときは、ご本人であることを確認した上で適切かつ迅速に対応します。なお、手続きの方法については、『保有個人データの開示等のご請求手続き』に別記し、当社のホームページに掲載するほか、「ご縁の窓口」までお問い合わせください。

5. 安全管理措置

私たちは、お客さまの個人情報等の紛失、改ざん、漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施し、お客さまの個人情報等を委託する場合には委託先についても適切に監督します。また、全ての社員に対して、個人情報保護の重要性についての教育を継続的に行います。

6. 当社ホームページで利用しているクッキー(Cookie)等の取扱いについて

当社ホームページでは以下の条件・目的でクッキーを使用しています。

- 当社で使用するクッキーにはお客さまの氏名や電話番号、Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれておりません。
- 当社ホームページ内のコンテンツ閲覧履歴や滞在時間などアクセス状況の解析
- 広告の配信などのマーケティング施策
- 入力フォームの情報の保持などお客さまの当社ホームページ内での利便性向上のため

その他関連する情報は当社のホームページ
(<https://www.sawakami.co.jp/>)に掲載します。

7. お問い合わせへの対応、相談窓口

個人情報等に関するお問い合わせ先につきましては、「各種相談窓口について(20ページ)」をご確認ください。

以上

お客さまの個人情報等の取扱い

私たちさわかみ投信株式会社は、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づき、お客さまの個人情報等を次の通り取扱います。

1. 個人情報等の利用目的

お客さまの個人情報等は、当社が行う金融商品取引業（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業に限る。）および金融商品取引業者（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業を行う者をいう。）が法令等により営むことができる業務ならびにこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）を行うにあたり、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

- ① 当社が発行する有価証券の勧誘・販売またはサービスの案内を行うため
- ② 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ③ 取引口座の開設等、有価証券またはサービスの申込みの受付のため
- ④ お客さまご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
- ⑤ お客さまに対し、取引結果、残高などの報告を行うため
- ⑥ お客さまとの取引に関する事務を行うため
- ⑦ お客さまにご利用していただく各種サービスを提供するため
- ⑧ イベントやセミナーの案内、各種情報の提供を行うため
- ⑨ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの向上・研究開発のため
- ⑪ 各種お問い合わせ・お取引に関するご連絡等への回答・応対のために通話内容を正確に把握するため
- ⑫ 従業員等の採用・雇用等に関する業務の運営・管理のため
- ⑬ その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑭ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

2. 個人情報等の主な取得元について

当社が取得する個人情報等の取得元は以下のようなものがあります。

- ① 口座開設申込書や実施するアンケート等でお客さまに提出・記入いただいた情報（インターネット等の電磁的方法により提出・入力いただいた場合を含む。）
- ② 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に掲載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ③ 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報（「ご縁の窓口」へのお客さまからの電話通話につきましては、お客さま対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）

3. 個人情報の第三者提供について

当社では、個人情報保護法の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。ただし、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者提供の可能性を含めた個人情報を取得する場合は、都度、同意の意思を確認させていただきます。それには次のような事項が該当します。

- 当社と共同セミナーを行った事業者に対し、その場で取得した参加者のお名前、住所、メールアドレス、連絡先等の提供
- さわかみファンドの投資先企業への訪問ツアーにあたり、当該投資先企業に対し、お名前、勤務先の情報等の提供

4. 個人関連情報について

当社では、クッキーによって収集したウェブ閲覧履歴等の個人関連情報（特定の個人を識別できない情報）を第三者から取得し、当社において取扱うお客さまの個人データと組み合わせて、当社の定める個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲で利用することがあります。

5. 外部委託をしている主な業務

当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報等の取扱の一部、または全部を委託することがございます（委託先からの再委託を含む。）。その場合は、当該第三者について委託された個人情報等の安全管理が図られるように必要かつ適切な監督を行います。

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- ・お客さまの口座開設・届出事項の変更等に関する業務

- ・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務
- ・相続手続きに関する業務
- ・イベントやセミナー開催時の申込み等に関する業務

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第57条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。「機微（センシティブ）情報」という。）については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者への提供を行いません。

7. 利用目的の変更

個人情報等の利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更した場合には、変更された利用目的についてお客さまに通知し、または公表します。

8. 個人データの正確性の確保等

お客さまの個人データは、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

9. 保有個人データの利用目的

保有個人データの利用目的は、「1. 個人情報等の利用目的」と同様とします。

10. 個人情報取扱事業者の名称および代表者の氏名

事業者名：さわかみ投信株式会社

代表取締役社長：澤上 龍

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2

11. 保有個人データの安全管理措置の実施

私たちは、お客さまの個人情報等の紛失、改ざん、漏えい等の防止のため、適切な安全管理のための措置を実施しています。具体的な安全管理措置は以下のとおりです。

① 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う従業者および当該従業者が取扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。なお、取扱状況について、定期的に自己点検および内部監査を実施し、規定に抵触する事項を把握したときには、その改善を行うこととしております。

② 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者と個人データの機密保持契約を締結し、その役割と責任等を明確化し、あわせて定期的な研修・教育を実施しております。

③ 技術的安全管理措置

個人データを取扱うことのできる機器および取扱う従業員を明確化し、個人データを取扱う機器には操作ログを取得するソフトウェアの導入や外部からの不正アクセス、不正なソフトウェア、ウイルス等への対策ソフトを導入しています。また個人データを含む情報を取扱う場合に、当該情報へのパスワード設定やアクセス権限設定等の措置により漏えい、滅失または毀損を防止します。

④ 物理的安全管理措置

個人データを取扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うことで、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しております。また、個人データを取扱うことのできる機器を限定するとともに利用エリアを限定しています。事業所内の移動を含め、可搬媒体にて持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しております。個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄を行うに当たっては、復元不可能な手段を採用し破棄しております。

以上

保有個人データの開示等のご請求手続き

個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づく、保有個人データの開示（第三者への提供記録を含む）、訂正等（訂正、追加または削除）、または第三者への提供を含む利用停止等（利用停止または消去）（以下「開示等」）のご請求手続きについては次の通りです。

【ご請求窓口】

〒102-0082

東京都千代田区一番町 29-2

さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口

【ご請求にあたり提出いただく書類】

- ① 当社所定の依頼書（「ご縁の窓口」までご請求ください。）
保有個人データ開示依頼書、保有個人データ訂正等依頼書、
または保有個人データおよび第三者提供の利用停止依頼書
- ② 本人確認のための書類（運転免許証や住民票の写し等）
- ※ 代理人による開示等の請求の場合には、代理権のある旨を
証する書類および代理人の本人確認のための書類をご提出
ください。

【開示にかかる手数料】

請求手続き時に当社所定の手数料をお支払いいただきます。

【ご請求への回答方法】

開示等の求めに対する回答は、原則として書面の交付による方法、または電磁的記録の提供による方法のうち、ご本人が請求した方法により行いますが、例外として電磁的記録の提供による方法に多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法をとることもあります。代理人によるご請求の場合であっても、ご本人に直接回答する場合がございます。また、開示等のご請求の全部または一部について応じることができない場合については、応じることができない旨およびその理由を通知いたします。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

以上

各種相談窓口

1. お問い合わせ・ご意見・ご要望・苦情等について

私たちは、個人情報等の取扱い、安全管理措置および金融商品取引等に関するご意見・ご要望・お問い合わせ、苦情等について、下記の「ご縁の窓口」において適切かつ迅速に対応します。

【窓口名】 さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口

【連絡先】 03-6706-4789

【受付時間】 平日 午前8時45分～午後5時

2. 個人情報等の取扱いに関する苦情について

私たち以外の個人情報等の取扱いに関する苦情の申出先として、私たちが加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報等の取扱いに関する苦情相談窓口は次の通りです。

【窓口名】 一般社団法人 投資信託協会 会員監理調査室

【所在】 〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル 6 階

【連絡先】 03-5614-8440

【受付時間】 平日 午前9時～午前11時30分
午後0時30分～午後5時

【窓口名】 一般社団法人 日本投資顧問業協会
事務局苦情相談室 個人情報担当

【所在】 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階

【連絡先】 03-3663-0505

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時

3. 金融商品取引等に関する苦情処理措置について

私たちは、「苦情及び事故等の処理に関する規程」を定め、お客さまからの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客さまからの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

私たちは、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、私たちが加入しています一般社団法人 投資信託協会ならびに一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決に

ついでの業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。

【窓口名】 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(略称：FINMAC (フィンマック))

【連絡先】 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

【所在】 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1
第二証券会館

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。
詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客さまからの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客さまと会員業者との話し合いと解決

4. 金融商品取引に関する紛争解決措置について

私たちは、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、私たちが加入しています一般社団法人 投資信託協会並びに一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員により手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客さまからのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

以上

約款・規程集

総合取引約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権をいいます。以下同じ。）に関する取引について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(適用範囲)

第2条 当社における投資信託受益権の買付および解約の注文、振替決済並びにこれらに付随する取扱い（以下、総称して「総合取引」といいます。）については、当該投資信託受益権の投資信託約款および目論見書のほか、この約款の定めるところによります。

(自己責任の原則)

第3条 総合取引は、投資信託受益権の投資信託約款、目論見書およびこの約款の内容を十分に理解し、お客様自らの判断と責任において行ってください。

(総合取引開始の手続き)

第4条 新たに総合取引を開始するときは、当社所定の総合取引申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入・入力し、当社が別に定めるお客様の場合は押印のうえ、当社所定の書類を添付して提出してください。

- 2 申込書において、お客様が投資信託受益権の解約金、売却代金および償還金（以下「解約金等」といいます。）並びに収益分配金を受け取られる銀行預金口座（当社が認める金融機関の邦貨建口座に限ります。以下「指定預金口座」といいます。）を指定してください。
- 3 申込書に記入された氏名または名称、住所および連絡先並びに当社が別に定めるお客様の場合は押印された印影にかかる印鑑等をもって、総合取引にかかる届け出の氏名または名称、住所、連絡先および印鑑（以下「届出印」といいます。）等（以下「届出事項」といいます。）とします。
- 4 申込書の受付に当たっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他法令諸規則および当社の定めるところにより、お客様本人の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。
- 5 当社が申込書を提出されたお客様と総合取引を行うことを承諾したときは、当社にお客様の総合取引にかかる口座（以下「総合取引口座」といいます。）を開設し、この取扱いを開始します。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承諾を行いません。

- (1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくはその関係者、またはその他反社会的勢力であると当社が判断した場合
- (2) お客様の知識、投資経験、資産状況および投資目的等から総合取引を行うことが望ましくないと当社が判断した場合
- (3) お客様が本人確認の手続きに応じられない場合、または本人確認の結果、その内容に疑義がある場合
- (4) お客様が非居住者の場合

(取扱商品)

第5条 総合取引の対象となる投資信託受益権は、当社が定めるものに限ります。

(指定預金口座)

第6条 指定預金口座は、原則としてその名義が総合取引口座の名義と同一のものに限ります。

- 2 指定預金口座への金銭の振込みについては、お客様からそのつど、口頭または文書で指示してください。
- 3 前項の指示（以下「振込み指示」といいます。）の受付にあたっては、指定預金口座にかかる情報の確認、その他必要に応じて本人確認を行います。
- 4 償還金および収益分配金について、あらかじめ当社所定の手続きによる振込みの申込みがある場合は、振込み指示があったものとして指定預金口座に振込みます。
- 5 お客様が指定預金口座を指定された後1週間は、振込み指示があった場合においても、当該指定預金口座へ金銭の振込みができないことがあります。
- 6 第2項または第4項の振込みについては、そのつどの出金請求受領書の受入れは省略します。
- 7 振込みにかかる手数料は、当社所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

(金銭の受渡精算方法)

第7条 総合取引にかかる投資信託受益権の買付代金、手数料およびその他お客様が当社に支払われる金銭は、当社が別に定める場合を除き、当社の指定する銀行預金口座（以下「当社預金口座」といいます。）へ振込んでください。

- 2 総合取引にかかる投資信託受益権の解約金等、収益分配金（当該投資信託受益権の投資信託約款の定めるところにより、収益分配金をもって当該投資信託受益権の買付が行われる場合を除きます。）およびその他当社がお客様に支払う金銭は、所定の手数料、税金およびその他諸費用等を控除したうえ、指定預金口座に振込みます。

(振替決済口座)

第8条 総合取引を行うにあたっては、投資信託受益権の振替決済口座について、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款（以下「振替約款」といいます。）

す。)による振替決済口座契約を締結してください。

- 2 お客様が当社で買付の注文をされた投資信託受益権は、すべて当社に開設されている振替決済口座において記載または記録します。

第2章 買付および解約

(注文)

第9条 お客様が投資信託受益権の買付または解約の注文(以下「買付・解約注文」といいます。)をされる場合は、氏名、投資信託受益権の名称、買付または解約の別、数量または金額およびその他当社所定の事項を、当社所定の方法により明確に指示してください。

- 2 買付・解約注文の単位は、当該投資信託受益権の投資信託約款または目論見書に基づき、当社が定めるところによります。
- 3 買付・解約注文の受付時限は、当該投資信託受益権の投資信託約款または目論見書に別に定めがある場合を除き、午後3時30分とします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙またはその他やむを得ない事由がある場合は、翌営業日以降の注文として受け付けることがあります。
- 4 買付・解約注文の受付にあたっては、必要に応じて本人確認を行います。
- 5 お客様の知識、投資経験、資産状況および投資目的等から当社が判断して、買付の注文に制限を設けることがあります。
- 6 買付・解約注文の取消または変更は、当該注文が受け付けられた日の受付時限までに、当社所定の方法により行ってください。
- 7 投資信託受益権の投資信託約款もしくは目論見書の定めるところによる場合、災害、事変その他不可抗力により当社が買付・解約注文の受付を行うことができない場合、またはその他当社がやむを得ない事由により受付を停止せざるを得ないと判断した場合には、買付・解約注文の受付を一時停止することがあります。

(買付時期・価格)

第10条 原則として、お客様から当社預金口座への入金を確認し、かつ、当社が前条第3項に定める受付時限までに同条第1項の指示を受付けた場合、当該注文は当日の買付注文として取扱います。ただし、当社において入金の確認ができた場合であっても、受付時限以降の注文に関しては翌営業日の注文として取扱います。

- 2 前条第1項の指示を当日の受付時限までに受けたにも関わらず、当社において前項の入金の確認ができなかった場合、当該注文は原則として取消します。
- 3 振り込まれた金額を買付代金に充当するにあたっては、当該金額から当該投資信託受益権の目論見書に

定める手数料および手数料にかかる消費税等相当額を控除します。

- 4 買付にかかる価格は、当社が買付の注文を受付けた日を注文日とし、当該投資信託受益権の目論見書に定める時期の価格を適用します。
- 5 買付された投資信託受益権の所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属します。

(解約時期・価格)

- 第11条 お客様が当社に開設されている振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権の残高（解約にかかる決済を行う日までに記載または記録されるものを含む。）の範囲内において、解約の注文を受け付けます。
- 2 解約の注文を受付けた後に、他の解約にかかる決済のために振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権の残高がなくなった場合には、当該解約の注文は取消されます。
 - 3 解約にかかる価格は、当社がお客様から解約の注文を受付けた日を注文日とし、当該投資信託受益権の目論見書に定める時期の価格を適用します。

(収益分配金による再投資)

- 第12条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権にかかる収益分配金について、当該投資信託受益権の投資信託約款により当該収益分配金をもって当該投資信託受益権の買付を行うこととしている場合には、お客様に金銭を支払うことなく、その全額から税金等を控除したうえ、直ちに当該投資信託受益権の買付を行います。
- 2 前項の買付（以下「再投資」といいます。）にかかる価格は、当該収益分配金にかかる決算日の収益分配金支払い後の価格を適用します。
 - 3 再投資については、第10条第3項および第5項を準用します。

(取引報告書)

- 第13条 お客様が投資信託受益権の買付または解約をされた場合は、その内容を取引報告書により報告します。

第3章 お預りする金銭の取扱い

(お預りする金銭の取扱い)

- 第14条 当社がお客様からお預りする金銭（お客様からお預りする金銭のうち、設定前の買付代金並びにお客様に返還する前の解約金等および収益分配金とします。以下同じ。）またはその相当額については、金融商品取引法第43条の2第2項に定める方法に準じた方法により、国内において信託会社または信託業務を営む金融機関に信託を行います。
- 2 前項により行う信託の信託財産に属する金銭は、次の各号に掲げる有価証券等で運用します。

- (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 公社、公庫および公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの
 - (4) 株式会社商工組合中央金庫法第33条の規定による商工債、信用金庫法第54条の2の4の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第8条の規定による長期信用銀行債および農林中央金庫法第60条の規定による農林債
 - (5) 金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第1項の規定による特定社債
 - (6) 貸付信託法に基づく受益証券であって元本補填の契約のあるもの
 - (7) 担保付社債（償還および利払いに遅延のないものに限ります。）
 - (8) 金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（前項により信託を行う額の3分の1に相当する範囲内に限ります。）
 - (9) 預金等（貯金を含む。利用する金融機関の範囲は次の通りとします。）
 - ① 銀行
 - ② 信用金庫および信用金庫連合会並びに労働金庫および労働金庫連合会
 - ③ 農林中央金庫および株式会社商工組合中央金庫
 - ④ 信用協同組合および信用協同組合連合会並びに業として預金または貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑤ 金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関のうち、業として預金または貯金の受入れをすることができるもの
 - (10) その他
 - ① コール資金の貸付
 - ② 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸
 - ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本補填の契約をした金銭信託
- 3 当社が次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、第1項により行う信託において当社の定める受益者代理人が必要と認めた場合には、当該受益者代理人が一括して元本受益権を行使し、お客様に対して元本受益権に相当する額を返還します。この場合、お客様に返還する金額は、当社がお客様からお預りした金銭の範囲内とします。

- (1) 金融商品取引法第52条第1項の規定により、同法第29条の登録を取り消された時、または業務の全部もしくは一部の停止処分を受けたとき
- (2) 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てを行うことを決定したとき
- (3) 解散することを決定したとき
- (4) 自らの金融商品取引業の廃止または休止することを決定したとき
- (5) 自らの投資信託受益権の募集または私募を行わなくなることを決定したとき

第4章 雑則

(届出事項の変更)

第15条 当社が別に定めるお客様が届出印にかかる印章を喪失したとき、または届出事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、直ちに届け出てください。

- 2 前項の届け出（以下「変更届け出」といいます。）にあたっては、住民票、印鑑証明書その他変更内容の確認を行うための書類等を提出していただくことがあります。この場合、印鑑証明書の提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書を提出してください。
- 3 変更届け出がない場合は、買付・解約注文、振込み指示その他総合取引にかかる指示を受け付けないことがあります。
- 4 変更届け出後は、変更後の届出事項をもって、総合取引にかかる届出事項とします。
- 5 変更届け出がないため、当社が総合取引に関して行った通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとして取扱います。

(後見開始等の届出)

第16条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任されたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に届け出てください。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更が生じたときにも、当該各項と同様に届け出てください。
- 5 前4項の届出前に生じた損害について、当社は責任を負いません。

(総合取引の解約)

第17条 次の各号いずれかに該当する場合、総合取引の

契約は解約されます。

- (1) お客様から解約の申し出があった場合
- (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくはその関係者、またはその他反社会的勢力であることが判明した場合
- (3) お客様の適性に照らし、当社が取引を継続することが望ましくないと判断した場合
- (4) お客様がこの約款に違反した場合
- (5) 当社が定める所定の期間、お客様の振替決済口座における投資信託受益権の残高がない場合
- (6) お客様が、第 15 条に定める住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客様の所在が明らかでなくなった場合
- (7) お客様が第 19 条に定めるこの約款の変更に同意されない場合
- (8) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いについて、お客様が該当および承諾し、並びに所定の手続きを行った場合は除く）
- (9) 不適切もしくは非合理的取引または当社に過大な負担が生じる取引を繰り返す行為、威圧的な言動、またはその他迷惑行為など当社の業務遂行に支障をきたす等として、当社が解約を申し出た場合
- (10) 信頼関係の毀損、取引継続の困難またはその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

（免責事項）

第 18 条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が別に定めるお客様が当社所定の書類等に押印された印影と届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の返還または振替決済口座における投資信託受益権の振替もしくは抹消をしたこと、またはしなかったことにより生じた損害
- (2) 当社が第 7 条第 2 項により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- (3) 当社所定の手続きによる申し出がなかったため、または当社が別に定めるお客様の印影が届出印と相違するために、金銭の返還または振替決済口座における投資信託受益権の振替もしくは抹消をしたこと、またはしなかったことにより生じた損害
- (4) 災害、事変またはその他の不可抗力により、この約款に基づく金銭の返還または振替決済口座における投資信託受益権の振替もしくは抹消が遅延し、または不能となったことにより

生じた損害

(約款の変更)

第19条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第20条 お客様と当社の間のこの約款にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(附則) 第9条第3項に規定する受付時限は、2024年11月5日以降に適用し、それ以前は従前の通り(午後3時)とします。

以上

2024年9月

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権にかかるお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)について、お客様とさわかみ投信株式会社(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録します。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）により申込みください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他法令諸規則および当社の定めるところにより、お客様本人の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。

- 2 前項の申込みを受け、当社がこれを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- 3 振替決済口座は、この約款の定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様は、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾するものとし、この約款の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取扱います。

(当社への届出事項)

第4条 申込書に記入された氏名または名称、住所および連絡先並びに当社が別に定めるお客様の場合は押印された印影にかかる印鑑等をもって、振替決済口座にかかる届け出の氏名または名称、住所、連絡先および印鑑（以下「届出印」といいます。）等（以下「届出事項」といいます。）とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他法令の定めにより振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるもの
- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請で次

に掲げる日において振替を行うもの

- ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
- ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 償還日
- ⑥ 償還日翌営業日

(7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2 振替の申請を行うにあたっては、当社所定の日までに、当社所定の依頼書に次に掲げる事項を記入し、当社が別に定めるお客様の場合は押印のうえ、提出してください。

- (1) 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
- (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (5) 振替を行う日

3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が定められている場合は、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示してください。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 お客様から申し出があった場合に、他の口座管理

機関へ振替を行います。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった投資信託受益権の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合には、振替の申し出を受け付けないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書により申込みください。

(質権の設定)

第7条 お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第8条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きの委任があったものとし、当該委任に基づき、お客様に代わって手続きします。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他法令の定めにより抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、総合取引約款の定めるところにより、お客様の指定預金口座に振り込むか、または当該投資信託受益権の再投資を行います。

(お客様への連絡事項)

第10条 投資信託受益権について、次の各号の事項をお客様に通知します。

(1) 償還期限（償還期限がある場合に限り。）

(2) 残高照合のための報告

- 2 前項第2号の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、これに残高照合のための報告内容を含めて行います。通知内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の連絡先に直接ご連絡ください。

(届出事項の変更)

第11条 当社が別に定めるお客様が届出印にかかる印章を喪失したとき、または届出事項に変更があったときは、直ちに総合取引約款の定める方法により手続きください。

2 前項により届け出があった場合、当社所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による届け出後は、変更後の届出事項をもって、振替決済口座管理にかかる届出事項とします。

(当社の連帯保証義務)

第12条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

(1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第13条 機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が自らの募集または私募を行っていない銘柄については取扱いません。

(解約等)

第14条 次の各号いずれかに該当する場合、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振り替えてください。なお、第6条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約いただくことがあります。

(1) お客様から解約の申し出があった場合

(2) お客様がこの約款に違反した場合

(3) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合

(4) お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意されない場合

(5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用を支払いいただくことがあります。

(緊急措置)

第15条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振

替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第16条 当社は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第11条第1項による届け出の前に生じた損害
- (2) 当社が別に定めるお客様が依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 当社が別に定めるお客様が依頼書に使用された印影（または署名）が届け出の印鑑（または署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合または第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第15条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(約款の変更)

第17条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第18条 お客様と当社の間はこの約款にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2020年3月

特定口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、次の各号の要件およびお客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

- (1) お客様が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の11の3第1項に定める特定口座内保管上場株式等の譲渡にかかる所得計算等の特例を受けるために、さわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）において開設される特定口座（同項に定める特定口座をいいます。以下同じ。）における振替口座簿への上場株式等の記載または記録について、同条第3項第2号に定める要件
- (2) 措置法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（同法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書（以下「特定口座源泉徴収選択届出書」といいます。）の提出があった場合に限り。）における上場株式等の配当等の受領について、同法第37条の11の6第4項第1号に定める要件

(特定口座の開設)

第2条 特定口座の開設にあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出してください。

- 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定期口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定期口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様からその年最初の特定期口座内保管上場株式等の譲渡のときまでに、当社に対し、源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定期口座内保管上場株式等の譲渡の後、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 3 お客様が源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払確定日以後、当該年内に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

4 お客様は当社に複数の特定口座を開設することはできません。

(特定保管勘定における保管の委託)

第3条 特定口座にかかる振替口座簿への上場株式等の記載または記録は、特定保管勘定（当該特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録される上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡にかかる所得金額等の計算)

第4条 特定口座内保管上場株式等の譲渡にかかる所得金額等の計算は、措置法第37条の11の3、同法第37条の11の4および関係法令の定めに基づき行います。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 お客様の特定保管勘定においては、次の各号の上場株式等（当社が取扱う投資信託受益権（総合取引約款第1条に定める投資信託受益権をいいます。）に限ります。）のみを受け入れます。

- (1) お客様が特定口座開設届出書の提出後に、当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
- (2) 当社以外の金融商品取引業者等（措置法第37条の11の3第3項第1号に定める金融商品取引業者等をいいます。以下同じ。）に開設されているお客様の特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等の全部または一部を、所定の方法により、当社の当該お客様の特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録することにより受け入れる上場株式等
- (3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に定める有価証券の募集をいいます。以下同じ。）により取得した上場株式等
- (4) お客様が贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認にかかるものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者が当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または特定口座以外の口座にかかる振替口座簿に引き続き記載または記録がされているもので、当社所定の方法により当社の当該お客様の特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録することにより受け入れるもの
- (5) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に併合にかかる新たな投資信託受益権のみが交付されるもの（当該投資信託の

併合に反対する受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。)に限りません。)により取得する当該新たな投資信託受益権で、当該特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録することにより受け入れるもの

- (6) 第19条の出国口座にかかる振替口座簿に記載または記録されている上場株式等(租税特別措置法施行令(以下「措置法施行令」といいます。)第25条の10の5第3項に定める当該出国口座への受け入れ、または出国口座からの払出しがあった場合には、当該受け入れまたは払出しがあった上場株式等と同一銘柄の上場株式等を除く。)で、お客様からの同条第2項に定める出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出による当該出国口座から当該特定口座への振替により、そのすべてを受け入れるもの

- (7) 前各号のほか、措置法施行令第25条の10の2第14項に定める上場株式等

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(譲渡の方法)

第7条 特定保管勘定にかかる振替口座簿に記載または記録されている上場株式等の譲渡については、当社に対してする方法その他措置法施行令に定める方法により行います。なお、上場株式等の譲渡には、措置法第37条の10第4項各号に定める事由による上場株式等の譲渡を含みます。

(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イの定めるところにより計算した金額、同号ロに定める取得の日および当該取得の日にかかる数等を書面により通知します。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第9条 第5条第2号にかかる移管は、措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への振替による受け入れ)

第10条 第5条第4号にかかる振替による受け入れは、措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および第15項から第17項の定めるところにより行います。

(特定口座年間取引報告書の交付)

第11条 措置法第37条の11の3第7項の定めるところ

ろにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出します。ただし、第18条により特定口座にかかる契約が解約されたときは、その解約された日の属する月の翌月末日までに交付します。

- 2 前項の規定に関わらず、措置法第37条の11の3第8項の定めるところにより、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れが発生していない場合、お客様へ特定口座年間取引報告書を交付しません。ただし、お客様から請求があった場合は、この限りではありません。

(地方税の徴収方法)

第12条 お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合には、地方税法第71条の51の定めるところにより、株式等譲渡所得割を特別徴収します。

(届出事項の変更)

第13条 特定口座開設届出書の提出後に、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した措置法施行令第25条の10の4に定める特定口座異動届出書を提出してください。その変更が氏名もしくは名称または住所にかかるものであるときは、同条第1項に定める書類により、当該変更事項の確認を行います。

- 2 特定口座源泉徴収選択届出書を提出されている場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合は、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡のとき、もしくは、その年に上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領するときまでに、特定口座源泉徴収廃止届出書を提出してください。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第14条 お客様が措置法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日までに、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。

- 2 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しているお客様が、上場株式等の配当等について、特定上場株式配当等勘定への受け入れおよび譲渡損失との損益通算を希望しない場合には、支払確定日までに、措置法第37条の11の6第3項に定める上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受け入れを希望しない旨を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。

(源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲)

第15条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、上場株式等の配当等に該当するもの（措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保

管上場株式等にかかる配当等に限ります。)のうち、同法第9条の3の2第1項に定める上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。

- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第16条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理します。

(源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得金額等の計算)

第17条 源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、措置法第37条の11の6第6項および関連法令の規定に基づき行います。

(特定口座の廃止)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合、契約は解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されます。

- (1) お客様から措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合
- (2) 措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了した場合
- (3) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(この場合、措置法施行令第25条の10の5第1項により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。)
- (4) お客様がこの約款に違反した場合
- (5) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- (6) お客様が第22条に定めるこの約款の変更に同意されない場合
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(出国口座)

第19条 前条第1項第3号に該当することとなるお客様が、出国前に当社に開設されている特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座(「出国口座」といいます。)にかかる振替口座簿に記載または記

録をされ、かつ帰国後に再び当社に開設される特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録されようとするときは、措置法施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を振替することができます。

(法令・諸規則等の適用)

第20条 この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法その他法令諸規則および当社の定めるところにより取扱います。

(免責事項)

第21条 当社は、お客様が第13条の届け出を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座にかかる税制上の取扱いまたはこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、その責めを負いません。

(約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第23条 お客様と当社の間はこの約款にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2020年3月

非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、さわかみ投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款・規程および租税特別措置法その他の法令により取扱います。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」とい

ます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - (1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合は、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - (2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合は、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、特定累積投資勘

定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管

の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円((2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- ① 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- ② 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課

税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)

- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- (1) 第3条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときの当該上場株式等を除く。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

（1）特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

（2）租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

（1）その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- (3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるものの以外のもの

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- 2 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号②および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全

部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第8条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- (1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める方法により予めお客様に通知する日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合は、一般口座への移管

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合は、特定口座への移管

（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲

げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- (1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合、当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - (2) 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合はお客様が当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座の開設について)

第10条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

- 2 2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所

轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(非課税管理勘定、または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定での上場株式等の注文等について)

第11条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社において第5条の2の適用を受ける上場株式等の取り扱いがない場合は、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)

第12条 お客様が特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第13条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第14条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口

座または一般口座による取引とさせていただきます
(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

- 2 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第15条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日
- (2) 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合は、租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- (3) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日
- (4) お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く)は、租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日
- (6) お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意されない場合は、当社が定める日
- (7) お客様がこの約款に違反した場合は、当社が定める日
- (8) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合は、当社が定める日
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合は、当社が定める日

(免責事項)

第16条 当社は、当社の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いまたはこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、

その責めを負いません。

(約款の変更)

第17条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第18条 お客様と当社との間のこの約款にかかる訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2023年11月

『さわかみファンド』 定期定額購入サービス取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、追加型株式投資信託『さわかみファンド』（以下「当ファンド」といいます。）の定期定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）について、お客様とさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 本サービスの利用を申込みされるお客様は、その内容を十分に理解し、お客様自らの判断と責任において利用するものとします。

3 本サービスにかかる取引については、当ファンドの「投資信託約款」および「目論見書」、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。

第2条 本サービスは、当ファンドの買付代金（総合取引約款第10条第3項により控除される金銭を含みます。以下同じ。）について、あらかじめ定められた時期（以下「振替時期」といいます。）に、お客様が指定された金額（以下「振替金額」といいます。）を、総合取引約款第7条第1項に定める振込みによることなく、お客様があらかじめ指定された金融機関の預金口座または振替口座（以下「振替預金口座」といいます。）からの振替または自動払込（以下「振替等」といいます。）により、当社預金口座に入金し、当ファンドの買付を行うものです。

(振替等の依頼)

第3条 振替等にあたっては、振替預金口座を開設する金融機関への請求および当該金融機関からの代金回収

について、みずほファクター株式会社（以下「代金回収受託会社」といいます。）に依頼するものとします。

（申込方法）

第4条 本サービスの利用を開始するにあたっては、あらかじめ、当社所定の申込書または取引申込入力画面（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入・入力し、当社が別に定めるお客様の場合は押印（総合取引約款にかかる届け出のものに限ります。）のうえ、当社に提出してください。

- 2 申込書において、振替預金口座および振替金額を指定してください。
- 3 第1項の提出を受け、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できます。
- 4 前項にかかわらず、振替預金口座を開設する金融機関が振替等を行うことができない場合には、本サービスを利用いただけません。
- 5 お客様は、同一商品に関して複数の定期定額購入サービスを利用いただけません。
- 6 定期引出サービスとの同時利用はできません。定期定額購入サービスの利用をご希望の場合は、ご利用中の定期引出サービスを中止のうえ、お申込みください。

（振替時期）

第5条 振替時期は、毎月一日（当該日が金融機関の休業日である場合は、原則としてその翌営業日。）とします。

（振替預金口座）

第6条 振替預金口座は、原則としてその名義が総合取引口座の名義と同一のものに限ります。

（振替金額）

第7条 振替金額は、1万円以上1円単位でお客様が指定された額とします。

- 2 振替時期に振替等を行うことができなかった場合には、当該月の買付は行いません。この場合においても、振替等を行うことができなかった額を、当該月の翌月の振替額へ加えません。

（振替請求）

第8条 毎月の代金回収受託会社所定の時期に、本サービスにかかるお客様の申込み内容に基づき、当社より代金回収受託会社に振替等の請求を行います。

- 2 前項の請求および当社への入金にかかる費用または手数料およびこれらにかかる消費税等相当額等は、当社が負担します。

（買付）

第9条 本サービスによる買付においては、代金回収受託会社からの振替等が行われた買付代金の当社預金口座への入金をもって、買付にかかる総合取引約款第9条第1項の指示があったものとします。

- 2 前項の当社預金口座への入金を確認した日（振替時

期から代金回収受託会社所定の日数を要します。)をもって、総合取引約款第10条第4項の注文日とします。

- 3 振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消は、注文日の午後5時まで、当社所定の方法により行ってください。この場合、振替等が行われた代金は、当社所定の日、総合取引約款第6条および第7条第2項に従って指定預金口座に振り込みます。なお、振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消を行った場合は、原則として第11条第1項に定める手続きが行われたものとみなして取扱います。

(申込内容の変更)

第10条 本サービスを利用するにあたってお客様が指定された事項の変更を希望される場合は、当社所定の手続きにより申し出てください。

- 2 変更される事項によっては、その変更手続きに日数を要し、その期間振替等が行われないことがあります。

(本サービスの解約)

第11条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。

- (1) お客様から当社所定の手続きにより解約の申し出があった場合
- (2) 3ヵ月以上連続で本サービスによる買付が行われず、当社が解約することが相当であると認めた場合
- (3) お客様がこの規程に違反した場合
- (4) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- (5) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合
- (6) お客様が第13条に定めるこの規程の変更に同意されない場合
- (7) 当社が本サービスを行うことができなくなった場合
- (8) やむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出た場合

- 2 前項第1号による解約の申し出があった場合であっても、当該申し出の時期により、振替等が行われ、その後に第9条第3項に準じて当該金額を当社から振り込むことがあります。

(免責事項)

第12条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が別に定めるお客様が当社所定の書類等に押印された印影と総合取引約款第4条第3項に定める届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、本サービスにかかる取扱いを行ったこと、または行わ

なかったことにより生じた損害

- (2) お客様の申込み内容に従って振替等の請求を行ったことにより生じた損害
- (3) 振替等が行われた買付代金が当社の入金するまでに生じた損害、または当該代金の当社への入金が遅延したことにより生じた損害
- (4) 当社が第9条第3項または第11条第2項により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に生じた損害
- (5) 当社が本サービスを行うことができなくなったことにより生じた損害

(規程の変更)

第13条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第14条 お客様と当社の間はこの規程にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2024年9月

『さわかみファンド』定期引出サービス 取扱規程

(規程の趣旨)

- 第1条 本規程は、お客様の口座において管理されている追加型株式投資信託『さわかみファンド』(以下「当ファンド」といいます。)を定期的に解約するサービス(以下「定期引出サービス」といいます。)について、お客様とさわかみ投信株式会社(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするもので、本規程に基づき「定期引出サービス」に係る契約をお客様と締結いたします。
- 2 本規程に定めのない事項については、当ファンドの「投資信託約款」および「目論見書」、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。

(定期引出サービスの内容)

- 第2条 「定期引出サービス」は、当ファンドの解約代金について、お客様があらかじめ指定された金額(以下「指定金額」といいます。)をお客様があらかじめ指定された月(以下「解約月」といいます。)の当社が定める指定日(以下、「指定日」といいます。)に、継続的に解約し、お客様の指定預金口座に自動的に振り込む契約です。
- 2 「定期引出サービス」の対象となる引出口座は当社が指定する引出口座とします。また、「定期引出サービス」を利用できる口座はそのうちのひとつとします。
- 3 解約月は毎月設定できるものとします。
- 4 「定期引出サービス」の指定日は毎月7日とします。7日が休業日の場合は翌営業日とします。
- 5 「定期引出サービス」の指定金額は10,000円以上1,000円単位とします。
- 6 「定期引出サービス」の設定期間はサービス開始から2年間とします。なお、当社が定める日までに、お客様の「定期引出サービス」の継続意思が申込書もしくは投信直販ネットサービス for さわかみ>(以下「直販ネット」といいます。)の申込みフォーム(以下「申込書等」といいます。)で確認できた場合は、契約満了月からさらに2年間延長するものとします。

(定期引出サービスの申込み)

- 第3条 「定期引出サービス」の利用を申込まれるお客様は、その内容を十分に理解し、お客様自らの判断と責任において利用するものとします。また、「定期引出サービス」はお客様が以下の各号すべてに該当する場合に申込みできます。
- 2 個人のお客様であること。
- 3 当社において総合取引口座を開設されており、申込み時点において前条第2項で指定する引出口座に指

定金額以上の残高をお持ちであること。

- 4 「定期引出サービス」 申込み締切日時点の年齢が満65 歳以上であること。
- 5 「定期引出サービス」 申込み時点で、当社の提供する定期定額購入サービスのご契約が無いこと、またはご契約の中止を申込まれていること。
- 6 お客様が申込書等に必要事項を記入・入力し、申込みをされ、当社がこれを承諾した場合。

(定期引出サービスの開始)

第4条「定期引出サービス」の適用開始月は次の各項の通りとします。

- 2 お客様が、直販ネットを通じて申込まれた場合、毎月末の午後5 時までには申込みが完了したときは、翌月の指定日から「定期引出サービス」による解約を開始します。
- 3 お客様が、書面を通じて申込まれた場合、毎月の最終営業日までに当社が当該申込みを承諾したときは、翌月の「指定日」から、「定期引出サービス」による解約を開始します。

(定期引出サービスによる解約)

第5条「定期引出サービス」による解約は第3条第6項に基づく申込みの内容に沿って行います。解約は解約月の指定日を注文日(休業日の場合はその翌営業日)として行うものとします。

- 2 前項の解約に際し、預り残高をすべて解約しても、指定金額に満たない場合は、全解約した金額を振り込みます。なお、ご契約の引出口座以外の口座に残高がある場合でも契約は終了となります。
- 3 解約代金の支払いについては、「総合取引約款」に定めるところに準じます。

(定期引出サービス申込内容の変更)

第6条「定期引出サービス」を利用するにあたってお客様が指定された事項の変更を希望される場合は、当社所定の手続きにより申し出ください。

- 2 変更の申込みは、直販ネットの場合は第4条第2項、書面の場合は同条第3項に準じたスケジュールで取扱います。

(定期引出サービスの中止)

第7条 次の各号いずれかに該当する場合、「定期引出サービス」は中止されます。

- (1) お客様から当社所定の手続きにより「定期引出サービス」中止の申し出があった場合
- (2) お客様の設定する解約月の指定日の前営業日にご契約の引出口座の残高が無い場合
- (3) お客様がこの規程に違反した場合
- (4) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- (5) 「定期引出サービス」を特定口座で利用されている場合に、当該特定口座が廃止された場合

- (6) 「定期引出サービス」を非課税口座で利用されている場合に、当該非課税口座が廃止された場合
- (7) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合
- (8) お客様が住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客様の所在が明らかでなくなった場合
- (9) お客様の指定預金口座へ解約代金のお振込みができなくなった場合
- (10) お客様が第 9 条に定めるこの規程の変更に同意されない場合
- (11) 当社が「定期引出サービス」を行うことができなくなった場合
- (12) その他やむを得ない事由により、当社が「定期引出サービス」の中止を申し出たとき

2 前項第 1 号の申し出にかかる取扱いは、第 6 条第 2 項に準じます。

(免責事項)

第 8 条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。

- (1) お客様の申込み内容に従って解約を行ったことにより生じた損害
- (2) 「定期引出サービス」で解約した金銭を当社がお客様の指定預金口座へ振込んだ後に生じた損害
- (3) 前条各号に掲げる事由により「定期引出サービス」が解約されたことにより生じた損害
- (4) 当社が「定期引出サービス」を行うことができなくなったことにより生じた損害

(規程の変更)

第 9 条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第 10 条 お客様と当社の間のこの規程にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2024 年 9 月

＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞

取扱規程

（規程の趣旨）

第1条 この規程は、お客様がさわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）において、インターネットを通じて当社が提供する投資信託取引サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用されるにあたって、当社とお客様との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 本サービスにかかる取扱いについては、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等、お客様に適用されるその他の約款・規程（以下「総合取引約款等」といいます。）により取扱います。

（本サービスの内容）

第2条 本サービスにおいて、お客様は、当社所定の総合取引口座について、投資信託の購入・解約の注文（以下「注文等」といいます。）、定期定額購入サービス、定期引出サービスにかかる金額の変更および契約の解約の申込み等（以下「申込み等」といいます。）、その他取引履歴の照会等を行うことができます。

（自己責任の原則）

第3条 本サービスの利用にあたって、お客様は、この規程および総合取引約款等、該当の商品にかかる投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において行うものとします。

（本サービスの利用）

第4条 本サービスは、お客様が、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。

- （1）個人のお客様であること
- （2）当社において、総合取引口座および投資信託受益権振替決済口座を開設していること
- （3）お客様ご本人の利用であること

2 前項にかかわらず、当社が取引を継続することが望ましくないと判断した場合は本サービスを利用いただけません。

3 本サービスを利用されるお客様は、同時に当社が定める電子交付サービス取扱規程に同意いただくものとし、同規程に定める対象書面を電子交付にて受け取るものとします。

（取引の名義等）

第5条 本サービスの利用にあたっては、お客様が総合取引口座の開設申込みの際に当社にお届けいただいた住所、氏名、金銭振込先指定預金口座を使用するものとします。

（本人確認等）

第6条 本サービスにおいては、当社に登録されている「ログインID」、「ログインパスワード」、「取引パスワー

ド」(以下「パスワード等」といいます。)、携帯電話番号または、メールアドレスにお送りする認証コードとの一致の確認、その他当社が定める方法により本人確認を行います。なお、パスワード等、その他の本人確認方法および設定方法等は当社が定めるものとし、必要とする場合、変更することができるものとします。

- 2 当社が、前項に従いお客様の本人確認ができた場合、当該入力をされたお客様を正当なる利用者とみなして本サービスの取扱いを行うものとします。
- 3 お客様がパスワード等を指定する場合は、生年月日や電話番号等他人に推測されやすい番号は避けるとともに、お客様の責任において厳重に管理するものとします。他人への開示または他人からの盗み見、他人に推測されやすい番号のご使用等のお客様の管理の不十分さによるパスワード等の漏洩、不正使用にかかる損害については、当社は一切その責を負いません。
- 4 お客様が、当社が定める回数以上、連続してパスワード等の入力間違いをした場合、当該パスワード等は一時利用不可能となります。ただし、利用不可能となるまでに当社が受け付けた手続きは有効に存続するものとします。ご利用を再開される場合は、当社所定の手続きに従うものとします。
- 5 お客様がパスワードを忘れた場合、または認証コードの送信先として指定されている携帯電話番号もしくはメールアドレスの変更があった場合等は、当社所定の手続きに従い再設定を行うものとします。

(利用時間)

第7条 お客様がご利用いただける本サービスの利用時間は、当社所定の時間内とします。

- 2 前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。その場合、当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知いたします。

(取扱商品)

第8条 本サービスにおける投資信託の取扱商品は、当社が定める商品とし、この規程の有効日現在、当社の取扱商品はさわかみファンドのみとなります。

(注文等の受付)

第9条 お客様が本サービスを利用して行う注文等は、お客様が注文の確認の入力を行い、その入力内容を当社が受信した時点で注文等の到達とさせていただきます。

- 2 前項の規定に基づき到達した注文等については、当社の営業日の午後3時30分までに到達したものは当日を申込受付日(以下「受付日」といいます。)とし、それ以降に到達したものは翌営業日を受付日として、注文等を取扱います。

- 3 本サービスを利用して行った注文等の取消については、本サービスで受け付けた注文等にかかる取引のみを対象とし、お客様は、受付日の午後 3 時 30 分までに当社所定の方法により行うものとします。
- 4 当社は、お客様の注文等の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。
 - (1) お客様の注文等が、法令諸規則およびこの規程、総合取引約款等、または当該注文商品の投資信託説明書（交付目論見書）等に定める事項のいずれかに反している場合
 - (2) 購入にかかる注文において、あらかじめお客様から届け出ていただいた事項等に基づき、当該注文を受け付けるべきではないと当社が判断した場合
 - (3) その他、法令や取引の健全性に照らし、注文を受け付けることが適当ではないと当社が判断した場合
- 5 定期定額購入サービスの金額変更および解約の適用年月は、受付日が翌月月初営業日から起算して第 10 営業日前まで（第 10 営業日の当日を含みます。）の場合にはその属する翌月から、10 営業日前以降はその翌々月からとなります。
- 6 定期引出サービスの金額変更および解約の適用月は、受付日の翌月となります。
- 7 前 2 項の申込みは、当社がお客様の申込みを受信した時点で申込みの到達とします。
- 8 前項の規定に基づき到達した申込み等については、当社の営業日の午後 5 時までに到達したものは当日を受付日とし、それ以降に到達したものは翌営業日を受付日として、申込み等を取扱います。
- 9 定期引出サービスの新規申込み、変更、中止については毎月末の午後 5 時から翌月の『さわかみファンド』定期引出サービス取扱規程に定める指定日の前日の午後 5 時まで本サービスの受付はできないものとします。

（注文数量・金額の制限）

- 第 10 条 お客様が本サービスを利用して行える購入にかかる注文の数量、金額または定期定額購入サービスおよび定期引出サービスの金額変更にかかる金額の限度は当社が定める範囲内とします。
- 2 お客様が、本サービスを利用して行える解約にかかる注文の数量または金額の限度は、お客様の預り残高として当社の振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内とします。
 - 3 お客様が本サービスを利用して行うことができる同一商品における注文等の 1 日あたり合計件数は、当社が別に定める件数とします。
 - 4 第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、当社はお客様に事前に通知することなく、注文等の限度額等を

変更することがあります。その場合、お客様は、その限度額等を了承したものとします。

(購入注文の有効期限)

第11条 お客様の本サービスにおける購入にかかる注文の有効期限は受付日当日までとし、受付日までに当社において入金の確認ができなかった場合、当該注文は失効扱いとします。

(注文等内容の疑義)

第12条 本サービスの利用にかかる注文等の内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合には、お客様の本サービス利用時のデータの記録内容をもって確認させていただきます。

2 本サービスの利用にかかる注文等の内容について、当社が必要と判断した場合、お客様へ確認のご連絡を行わせていただきます。

(サービスの変更等)

第13条 当社は、お客様に提供するサービス内容を変更・中止または廃止することがあります。その場合、その実施時期等については当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。

(サービスの解約等)

第14条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。

- (1) 総合取引約款に定める総合取引の契約が解約された場合
- (2) お客様から当社所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
- (3) お客様が、第17条に定めるこの規程の変更に同意いただけない場合
- (4) お客様が、第4条第2項に定める事項に該当すると当社が判断した場合
- (5) お客様が、法令諸規則またはこの規程、もしくは総合取引約款等に違反した場合
- (6) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合

(情報利用の制限)

第15条 お客様は、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報について、お客様自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。

- (1) 本サービスの営利目的での利用
 - (2) 本サービスより提供する情報の加工および再利用
 - (3) お客様のパスワード等を第三者に開示し、またその利用に供する行為
 - (4) 本サービスより提供する情報をお客様以外の第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為
- 2 当社または本サービスにおける情報提供者が、前項に反する使用があったものと判断した場合、当社は本サービスの提供を中止、制限または変更することがあります。

(免責事項)

第16条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第9号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) お客様のパスワード等の漏洩、盗用または不正使用
- (2) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、第6条の規定により本人確認を行った注文等
- (3) 第7条第2項に定める本サービスの一時停止
- (4) お客様が正確な数字入力または操作を行ったか否かにかかわらず、第9条の規定により確定した注文等
- (5) 第13条に定めるサービス内容の変更・中止または廃止
- (6) 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステムおよび機器等の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等
- (7) 本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬および欠陥
- (8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等による障害の発生
- (9) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖その他不可抗力と認められる事由により、注文等の執行等の本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合
- (10) 第15条第2項に定める本サービスの提供の中止、制限ないしは変更
- (11) 第6条第4項に定めるパスワード等の利用制限の結果、生じることとなった損害
- (12) お客様がこの規程、総合取引約款等に反した取引を行ったことにより生じた損害

(規程の変更)

第17条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第18条 お客様と当社の間この規程にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(附則) 第9条第2項および第3項に規定する受付時限は、2024年11月5日以降に適用し、それ以前は従前の通り(午後3時)とします。

以上

2024年9月

電子交付サービス取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、さわかみ投信株式会社（以下「当社」といいます。）が、第3条に定める書面（以下「対象書面」といいます。）の郵送による交付に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合（以下「電子交付」といいます。）における方法等を定めることを目的とするものです。

2 この規程に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞取扱規程」等（以下「総合取引約款等」といいます。）、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。

(電子交付の利用)

第2条 記載事項の電子交付（以下「本サービス」といいます。）は、お客様が次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。

- (1) お客様が第4条に定める方法により電子交付をお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合
- (2) お客様が「＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞取扱規程」に基づき、当社と当該サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線並びに記載事項の閲覧、保存および出力環境等を保有している場合

(対象書面)

第3条 対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業者等に関する内閣府令等において規定されている書面、および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞（以下「直販ネット」といいます。）内に掲載する書面とします。なお、当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。

(申込方法)

第4条 お客様が電子交付をお申込みになる場合は、この規程の内容に承諾いただいたうえで、お申込みいただくものとします。なお、当社が別に定める＜投信直販ネットサービス for さわかみ＞取扱規程に基づき、直販ネットをお申込みのお客様は、同時に本サービ

スを申込むものとします。

(電子交付の内容確認)

第5条 本サービスにおいて、お客様は、直販ネット内にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、記載事項の電子交付履歴等を確認することができます。

(電子交付による提供方法)

第6条 電子交付は、直販ネット内において記載事項を提供することにより行うものとします。

2 前項の提供は、PDFファイルで行うものとし、お客様は当社が提供するPDFファイルを閲覧可能なPDF閲覧ソフトを利用することにより、記載事項を閲覧するものとします。

3 電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間掲載するものとします。

(書面による例外交付)

第7条 本サービスのご利用開始以降であっても、法令諸規則の変更、監督官庁の指示または当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、原則として電子交付は行わないものとします。

(電子交付の方法の変更)

第8条 当社は、お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法および形式を変更することがあります。

(電子交付の停止)

第9条 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、電子交付の全部または一部のサービスを停止することがあります。

(サービスの解約等)

第10条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。

- (1) お客様が、総合取引口座または直販ネットを解約された場合
- (2) お客様から当社所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
- (3) お客様が、第2条各号に定める要件のいずれかを欠くものと当社が判断した場合
- (4) お客様が、第12条に定めるこの規程の変更に同意いただけない場合
- (5) お客様が、法令諸規則またはこの規程、もしくは総合取引約款等に違反した場合
- (6) その他やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合

2 本サービスを解約した場合、お客様がそれまでに電子交付を受けられた記載事項が直販ネット内で閲覧できなくなったり、当社において消去したりする場合があります。記載事項の保存はお客様の責任となります。

(免責事項)

第11条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。ただし、下記第1号から第5号までの各事項について、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 第8条に定める電子交付の方法等の変更
- (2) 第9条に定める本サービスの停止
- (3) 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピュータシステムおよび機器等の障害等による情報伝達の遅延、不能等
- (4) 本サービスで提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬および欠陥
- (5) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等による障害の発生
- (6) お客様がこの規程および総合取引約款等に反したことにより生じた損害

(規程の変更)

第12条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第13条 お客様と当社の間この規程にかかる訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2024年9月

